件 名	愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	

【改正の概要】

介護保険の国庫負担金の算定等に係る政令第 12 条第1項第1号の規定に基づく市町の財政安定化基金への拠出率を引き下げ、0とする。

〔理由〕

介護保険財政安定化基金は、介護保険法に基づき、介護保険財政の安定化を図るため、財源:国費 1/3、県費 1/3、市町拠出金 1/3 で平成 13 年 4 月に設置

平成 18 年度から 20 年度までの運営期間について十分な財源が確保されているため。

[拠出率の推移]

第1期事業運営期間 (H12~14年度) 0.5% 残高27億4千万円

第2期事業運営期間 (H15~17年度) 0.1% 残高23億8千万円

第3期事業運営期間 (H18~20年度) 0%

施行日

平成 18 年4月1日。ただし、上記2~4の規定整備に係る規定は公布日施行

【その他参考事項】

〔介護保険財政安定化基金について〕

介護保険法に基づき都道府県が設置

財源 国 1/3 都道府県 1/3 市町村の拠出金(1号保険料が財源)

保険者である市町村が通常の努力をしても保険料収納額が予定に達しないときに保険料収納不足額の 1/2 を基準として交付金を交付する。

給付金が見込みを上回ったとき等財政収支が赤字とならないように必要な資金を無利子で貸し付けする。貸付金は、借り入れた次の中期財政運営期間(3年)でその費用を1号保険料に算入して基金に返還することとなっている。。